

第4章 総合戦略の推進体制

1. 総合戦略実行のための推進体制

(1) まち・ひと・しごと創生本部の設置

国のデジタル田園都市国家構想総合戦略が、地域の個性を生かしながらデジタルの力によって地方創生の取組を加速化・深化させることを目的としていることを踏まえ、本町の総合戦略の推進に当たっては政策企画課内の企画振興係とデジタル政策推進室を事務局とし、庁内の各担当課が連携して総合的に対応します。

本総合戦略が計画的かつ効果的に事業を推進するため「大河原町まち・ひと・しごと創生本部」を設置し、庁内の総合的な調整と進行管理を行います。年度終了後に1年間の施策の評価・検証を行い、継続的な改善を進める調整を図っていきます。手法としては、取組内容・取組スピード・目標達成度等のプロセス点検などPDCAサイクルの視点を重視し、施策の改善、マネジメントを進めます。

(2) まち・ひと・しごと創生会議

総合戦略の実施にあたっては、行政だけに限らず、住民代表に加え、産業界・大学・金融機関・労働団体など（産官学金労言士）が連携し効果的な施策が実施されるよう、それぞれの代表も加わった形で、PDCAサイクルに基づく効果検証を行うことが重要です。総合戦略を効果的かつ着実に実施していくため、外部委員による「大河原町まち・ひと・しごと創生会議」により評価・検証を行います。

(3) 必要に応じた総合戦略の改訂

上記のPDCAサイクルにより実施した検証結果により、必要に応じ、総合戦略を見直していくこととします。また、国の地方創生総合戦略の改訂時期に合わせ、町総合戦略の取組内容に変更を要する場合には改訂を行います。

(4) 各施策の推進における連携体制

総合戦略における各施策の推進にあたっては、町内外の関係機関等（企業・団体、大学等の学校等）との連携を積極的に図るとともに、広域的な課題をはじめ、観光、移住、企業誘致など広域的な取組により大きな効果が期待される施策については、周辺市町や宮城県等と連携し推進します。